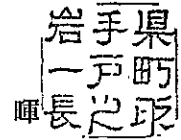


一戸町告示第7号

条件付一般競争入札公告

平成24年1月25日

一戸町長 稲 葉



1 工事概要

- (1) 工事名 奥中山地区公民館移転改修工事
- (2) 工事場所 一戸町中山字大塚 82-2
新岩手農業協同組合農業団地センター
- (3) 工事内容 ① 事務室改修工事
② 多機能トイレ設置
③ 壁区画設置
- (4) 工期 45日間
- (5) 予定価格 10,168,200円(消費税及び地方消費税を含む)

- 2 入札予定日 平成24年2月7日(火) 午前10時から
会場 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9
一戸町役場庁舎3階大会議室

3 入札参加資格

- (1) 一戸町内に本店を有する者で、平成21・22年度町営建設工事請負資格者名簿における建築一式工事の等級が3級の者。
- (2) 次に掲げる条件を満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ③ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評価値を取得しているものに限る。)の有効期間を経過していないこと。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。）でないこと。
- ⑤ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。
 - ア 町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 15 年 11 月 25 日制定。以下「措置基準」という。）及び県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日岩手県制定）に基づく指名停止又は文書警告を受けている者であること。
 - イ 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により対象工事に対応する業種について岩手県において営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者であること。
- ⑥ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において措置基準に基づく文書警告を受けてから 1 月経過していること。
- ⑦ 法第 26 条第 1 項から第 2 項の規定に基づき必要な資格を有すること。
- ⑧ 町税の滞納がないこと。

4 照会先

郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

一戸町教育委員会事務局生涯学習課 電話番号 0195-33-2111

- 5 入札説明書の配付期間及び配付場所 平成 24 年 1 月 26 日（木）午前 10 時 00 分から平成 24 年 2 月 1 日（水）午後 5 時 00 分までの一戸町の休日に関する条例（平成 2 年一戸町条例第 8 号）に規定する一戸町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、4 の場所で交付。
- 6 申請書類 一戸町教育委員会事務局生涯学習課が配付する条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）
- 7 申請期限及び申請書類の提出場所 平成 24 年 1 月 26 日（木）午前 10 時 00 分から平成 24 年 2 月 1 日（水）午後 5 時 00 分までの休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、4 の場所に持参の上、1 部を提出することとし、郵送による提出は認めない。
- 8 設計図書の閲覧及び貸出 平 24 年 1 月 26 日（木）午前 10 時 00 分から平成 24 年 2 月 6 日（月）午後 5 時 00 分までの休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、4 の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しは 1 者当たり 2 時間とする。

なお、設計図書等に関し質疑があるときは平成24年2月3日（金）午前10時00分までに質疑事項を記載し解答欄を有する質疑応答書を4の場所に提出する。一戸町は、質疑応答書の解答欄に回答を記載し、平成24年2月6日（月）午後2時00分から平成24年2月6日（月）午後5時00分まで4の場所で閲覧に供する。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金は免除する。
- (3) 契約保証金は契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、一戸町財務規則第132条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第131条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 本工事は、予定価格を事前公表していること。
- (5) 入札時に積算の内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした工事費内訳書（様式第7号）を提出すること。工事費内訳書と第1回目の入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格とすること。

なお、入札と同時に工事費内訳書を提出できない場合は、当該入札に参加できないこと。

- (6) 6の書類に虚偽の記載をした者に対しては、町営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成24年2月2日（木）までに送付する。
- (8) 3の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (9) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から平成24年2月3日（金）までの間、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- (10) その他詳細については、一戸町教育委員会事務局生涯学習課が配付する条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得による。